

# 保育ステーション事業のご案内

## ■ はじめに

川越市保育ステーションは、子育て安心施設「すくすく かわごえ」における事業のひとつとして、保育の利用に関わる送迎に困難を抱えるご家庭の利便性の向上及び子育てをするご家庭に対する支援の推進を図るための施設です。

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる「送迎保育」のほか、日中は土日、休日も含め、「乳幼児一時預かり保育」を実施しています。

## ■ 場所

川越市中原町2丁目1番地9

(子育て安心施設2階)

Tel:049-277-3070

Fax:049-277-3320



川越市マスコットキャラクター  
とき

## 1 送迎保育事業について

### (1) 概要

- 朝夕の1日2回、指定の保育所等への送迎保育事業を行います。  
(定員概ね20名(バス一台当たり10名×2コース))  
※バスの乗車定員は10名のため、定員に達した時点で、申込受付を停止します。  
(定員に空きが出次第、申込受付を再開します。)
- 利用時間は、7時から8時30分まで、及び17時から20時までです。  
※利用状況やバスの運行時間により時間が前後する場合があります。
- 休業日は、日曜日・休日・年末年始(12月29日から1月3日)です。

### (2) 利用できる児童

※以下の①～④すべてに該当する必要があります。

- ① 川越市内に住所を有する者で、4月1日時点において、満2歳以上小学校就学前の児童※
- ② 市長が別に定める保育の必要性について認定を受けている児童
- ③ 児童の居住地と当該児童が利用する保育所等との位置が離れていること等により、保護者による送迎が困難と認められる児童
- ④ 市長が指定した保育所等(次のページを参照)に入所等をしている児童

※自立した歩行が可能で1人で荷物を持ち、バスのシートが座っていることができる場合に限ります。

### (3) 利用料

#### ●月単位で利用の場合

| 利用区分                    | 利用料金     | 支払い期日   |
|-------------------------|----------|---------|
| 送迎（往復）＋預かり利用            | 3,000円／月 | 利用月の前月末 |
| 送迎（片道のみ）＋預かり利用          | 1,500円／月 |         |
| 預かりのみ利用（送迎は幼稚園バスの利用を想定） | 1,500円／月 |         |
| 保育ステーション飲食物代            | 100円／日   | 利用月の翌月末 |

#### ●1日単位で利用の場合

| 利用区分                    | 利用料金   | 支払い期日 |
|-------------------------|--------|-------|
| 送迎（往復）＋預かり利用            | 200円／日 | 利用日当日 |
| 送迎（片道のみ）＋預かり利用          | 100円／日 |       |
| 預かりのみ利用（送迎は幼稚園バスの利用を想定） | 100円／日 |       |
| 保育ステーション飲食物代            | 100円／日 |       |

※在籍する保育施設の保育料等は別途かかります。

※お支払いについては、お釣りの無いようにご協力をお願いします。

※利用料金を滞納した場合は、送迎保育事業の利用を解除させていただきます。

### (4) 送迎できる保育施設

令和8年4月1日時点

| 施設名称         | 種別      | 住所          | コース |
|--------------|---------|-------------|-----|
| 芳野保育園        | 保育所（法人） | 谷中 32-5     | 東   |
| 伊佐沼すまいる保育園   | 保育所（法人） | 古谷上 2237-1  |     |
| 分園星の子第2保育園   | 保育所（法人） | 並木 31-6     |     |
| 紀秀会川越やまだ保育園  | 保育所（法人） | 山田 516-9    |     |
| 紀秀会川越南やまだ保育園 | 保育所（法人） | 山田 2025-5   |     |
| バンビ保育園       | 保育所（法人） | 吉田 1029     | 西   |
| ともいき保育園      | 保育所（法人） | 笠幡 1645-125 |     |
| 霞ヶ関保育園       | 保育所（公立） | 笠幡 4036-4   |     |
| のぞみ幼稚園※      | 認定こども園  | 笠幡 2764-1   |     |

・ 公立保育所の場合、土曜日の「迎え」は行っておりません（「送り」のみ）。

・ ならし保育期間中の送迎保育は行っておりません。

※対象児童は、2・3号（保育園枠）認定児童のみとなります。

## (5) 園バスでの利用できる施設

| 施設名称     | 種別  | 住所          |
|----------|-----|-------------|
| 川越双葉幼稚園  | 幼稚園 | 川越市幸町5-11   |
| 川越ひばり幼稚園 | 幼稚園 | 川越市寺山466-1  |
| ひまわり幼稚園  | 幼稚園 | 川越市三久保町16-6 |

➤ バス利用料、到着時間は園により異なります

## (6) 利用の流れ

### <申し込み>

利用をご希望の方は、申込期日までに保育ステーションで面接を受けて頂きます。その際、「川越市送迎保育事業利用申込書」を保育ステーションまでご提出ください。

※申込期日までに面接を受けられない場合、空き状況に関わらず、送迎保育利用が不承諾となることがございます。

### 【申込期日】

- ・月単位利用の場合 利用開始希望月の前月10日まで
- ・日単位利用の場合 利用開始希望日の2週間前まで

※送迎保育事業の利用については、月単位利用の児童を優先します。

### <その他の必要手続き>

#### ①認可保育施設等※に在籍していない児童の場合…

「保育園等入園の手引き」を参照のうえ、別途、川越市役所保育課にて保育園等の申し込み手続きを行ってください。

#### ②「送迎できる保育施設等」以外の認可保育施設等※に在籍している児童の場合…

「転園申請書」、「児童健康票」を別途、川越市役所保育課にご提出ください

※認可保育施設等…公立保育園、法人保育園、認定こども園の保育園枠、地域型保育事業のこと

#### ③「送迎できる保育施設等」に在籍している場合…

川越市送迎保育事業利用申込書のみを川越市保育ステーションにご提出ください。

※①②の締切日は、利用希望月の前月10日まで（土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日の場合はその前日）となります。

## 新年度4月からの利用を希望される場合

### 【新規に利用を希望する方】

新年度の保育施設の入所（転園）申請受付期間内に送迎保育事業の利用申込をしてください。申し込みいただいた方の中で送迎できる保育施設への入所が内定した場合のみ、送迎保育事業の利用の可否について審査を行います。

### <審査について>

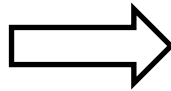
提出された書類と、市が保有する認定情報等により審査します。送迎保育必要性の認定基準表（P4参照）に基づき、順位の高い順に決定します。（申込期日までに、申込書等の提出があった方がのみが審査の対象となります。なお、不承諾となった場合、再度、利用申込をする場合は、改めて申込書等の提出が必要です。）

## 送迎保育必要性の認定基準表

基準表

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 第1位  | 要支援・要保護児童<br>(被虐待児など) |
| 第2位  | ひとり親家庭・<br>DV被害・父母不存在 |
| 第3位  | 災害復旧                  |
| 第4位  | 妊娠・出産                 |
| 第5位  | 保護者障害あり               |
| 第6位  | 疾病                    |
| 第7位  | 兄弟姉妹が障害児              |
| 第8位  | 介護・看護                 |
| 第9位  | 就労                    |
| 第10位 | 就学                    |

左記基準表で  
同率の場合の  
優先順



|     |                                                    |
|-----|----------------------------------------------------|
| 第1位 | 自宅から在籍する<br>保育所等までの直線距離が遠い方                        |
| 第2位 | 保育所・幼稚園・認定こども園・地<br>域型保育施設に在園する兄弟姉妹<br>の人数 ※多い方が優先 |



### <空き状況の公表について>

毎月5日頃に、翌月1日からの利用可能枠数（空き状況）を掲載します。空き状況につきましては、川越市ホームページおよび保育ステーション窓口にてご確認ください。

### <日単位利用の場合の予約について>

利用をご希望の方は、利用する日の1週間前から2日前までに、直接、保育ステーションに電話、もしくは来所にて予約してください。

予約をキャンセルする場合は、その旨を原則利用日の2日前までに、保育ステーション及び在籍する保育施設の両方に連絡してください。

### <月（日）単位利用から日（月）単位利用へ変更したい場合について>

改めてお申し込みが必要となります。なお、日単位利用から月単位利用への変更については、定員の状況によりお受けできない場合があります。

### 参考：〈申し込みの流れの概要〉

#### 1. 面接（その1）

保護者の方は、川越市保育ステーションへ連絡し、申込期日までに面接を受けていただきます。併せて「川越市送迎保育事業利用申込書」の提出をお願いします。

#### 2. 利用調整（併せて認可保育施設等の申請（新規又は転園申請）もする場合）

利用調整の結果、内定となった方に保育課から連絡します。

#### 3. 面接（その2）（併せて認可保育施設等の申請（新規又は転園申請）もする場合）

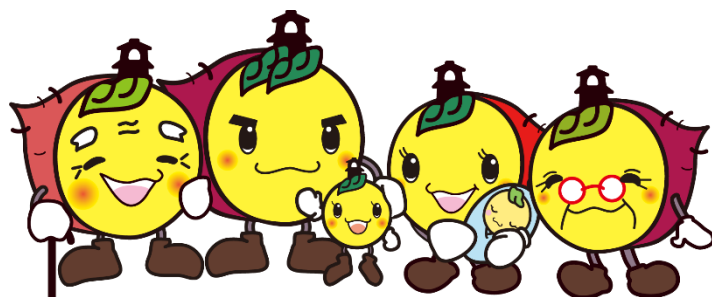
内定となった方は、内定した園で面接を受けていただきます。

#### 4. 結果通知送付

利用希望月の前月下旬に郵送で通知します。送迎保育の利用について、承諾となった場合には、川越市保育ステーション利用承諾通知書を送付します。保護者の方は、利用開始日までに保育ステーションへ連絡し、利用について説明を受けてください。（不承諾となった場合には、川越市保育ステーション利用不承諾通知書を送付します。なお、再度、利用申込をする場合は、改めて申込書等の提出が必要です。）

#### <利用開始>

希望月の1日から利用が始まります。



## 2 乳幼児一時預かり事業について

### (1) 概要

- 家庭での保育が一時的に困難となった生後8か月以上の未就学児を預かります。
- 定員概ね20名（うち、リフレッシュ区分の利用定員として2名程度を確保しています）  
※先着予約順の利用となります。
- 利用時間は、8時30分から17時までです。
- 休業日は、年末年始（12月29日から1月3日）※日曜、休日もご利用できます。

### (2) 利用対象者

※次の①及び②の両方に該当する必要があります。

- ① 原則、市内に住所を有する生後8か月以上の小学校就学前児童
- ② 保育所等に在籍していない児童（ただし、次の場合は保育ステーションの一時預かりと他の保育施設等との併用が可能です。）
  - ・保育ステーション以外の保育所等に在籍している児童  
→在籍園の休園日や開園時間でない等の理由により、在籍園が利用できない場合には併用が可能です。

### (3) 保育の必要性及び利用期間等

保護者のそれぞれが次に示すいずれかの事由に該当する必要があります。利用期間等は次の表のとおり、利用区分ごとに定められています。

| 利用区分    | 利用期間                                      | 利用予約期間                                                                    | 必要書類                                          |
|---------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 就労      | 保育が必要な日（週3回上限）                            | 利用希望日の属する月の1か月前の初日から利用希望日の5日前まで※1<br>例：4月15日に利用したい<br>→予約期間は3月1日から4月10日まで | 就労証明書※2                                       |
| 求職      |                                           |                                                                           | 面接、説明会等の実施日時が分かるもの                            |
| 職業訓練    |                                           |                                                                           | 承認通知＋カリキュラムが分かるもの                             |
| 就学      |                                           |                                                                           | 在学証明書＋カリキュラムが分かるもの                            |
| 傷病、入院   | 連続1ヶ月または週3日（出産については産前⇒通院時、産後⇒2週間において利用可能） | 同上                                                                        | 診断書（保育が困難な理由が記載されているもの）※2、または入院期間が分かるもの       |
| 出産      |                                           |                                                                           | 母子手帳の写し                                       |
| 看護、介護   |                                           |                                                                           | 診断書（看護が必要な旨が記載されているもの）※2、または介護保険証の写し＋介護計画書の写し |
| 冠婚葬祭、行事 | 保育が必要な時間                                  |                                                                           | 理由が分かるもの                                      |

| 利用区分   | 利用期間         | 利用予約期間                                                              | 必要書類                     |
|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 通院     | 保育が必要な<br>時間 | 利用希望日の14日前から<br>5日前まで※1<br>例：4月15日に利用したい<br>→予約期間は4月1日から<br>4月10日まで | 診察券の写し+領収書の写し（お迎え時<br>に） |
| その他    |              |                                                                     | 日付、時間が分かる証明              |
| リフレッシュ | 月1回          | 同上                                                                  | 申込書の記入のみ                 |

※1：利用予約は10時から15時まで保育ステーションで受け付けています（電話可）。  
予約期間は、土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日がその予約可能開始日又は締切日の場合、その前日が該当日となります。

なお就労で利用予約をする場合、保護者の就労状況に応じて一度の予約につき、最大で上半期（4月～9月分）、下半期分（10月～3月分）の予約が可能です。（先着順）

その場合、上半期の利用予約は3月1日から、下半期の利用予約は9月1日から（当該日が休日の場合はその前の平日から）となります。

※2：提出日の3か月以内に発行されたもの。

都合により、予約した日程が利用できなくなった場合は、利用予定日の10日前までに保育ステーションへご連絡ください。

#### （４）保育料（保育ステーションにて現金でお支払いください）

| 費目           | 利用料金                  |        | 支払日   |
|--------------|-----------------------|--------|-------|
| 保育ステーション使用料  | 1,500円/日<br>500円/時間 ※ |        | 利用日当日 |
| 保育ステーション飲食物費 | 3歳以上                  | 200円/日 |       |
|              | 3歳未満                  | 300円/日 |       |

※短時間利用の場合は1時間500円となります。

※乳幼児一時預かりの利用料について、生活保護世帯又は市町村民税（特別区民税を含む）

4月から8月までの利用に係る利用料については前年度分、9月から翌年3月までは当年度分）非課税世帯に該当する場合は免除されます。また、保育の必要性があれば、乳幼児一時預かりの利用料が無償化の対象となる場合があります。無償化の対象となるためには、事前に市から施設等利用給付認定を受ける必要があります（在籍等で既に無償化の適用を受けている方は、対象となりません）。

## (5) 利用までの流れ

### 1. 登録申込・面接

利用を希望する方は、保育ステーションへ連絡し、面接の予約をしてください。利用希望日の5日前までに保育ステーションにて面接を行い、必要書類をご提出ください。

- 面接及び必要書類の場所：川越市保育ステーション
- 必要書類：
  - ・川越市保育ステーション一時預かり事業利用登録申込書
  - ・その他の必要書類（前のページの表を参照ください）
- 申込み締切日：利用希望日の5日前まで（土曜日・日曜日等、市役所の閉庁日の場合はその前日）。
- 利用希望日が決まっている場合、1、3、4を同時に行うことができます

### 2. 審査・通知

保育課にて、提出された申込書及び面接結果等に基づき審査し、利用の可否を保護者の方に通知します。

### 3. 利用予約

登録後、保護者の方は、利用予約期間内（前ページ参照）に利用予約をしてください（電話可）。

### 4. 利用申込

利用予約後、保護者の方は、記入した利用申込書を利用希望日の5日前までに保育ステーションにご持参ください。

- 利用承諾となった場合、川越市保育ステーション利用承諾通知書を送付します。
- 定員超過等の場合、川越市保育ステーション利用不承諾通知書を送付します。

### 5. 利用開始

利用を開始します

ご不明な点は、お問い合わせください

#### 【問い合わせ先】

川越市役所 こども未来部 保育課  
〒350-8601  
川越市元町1-3-1  
電話 049-224-5827  
FAX 049-223-8786  
川越市保育ステーション  
電話 049-277-3070

